

平成29年度べっぷ火の海まつり『夕涼みワイワイ市』出店規約

開催日：平成29年7月28日(金)・29日(土)

主催者：べっぷ火の海まつり実行委員会

※本規約は申込時点より、申込者が本規約に同意したものとみなされます。

- ①申込者は本規約を、誠実に順守するものとします。
- ②出店者説明会において追加提示された出店ルールを順守するものとします。
- ③本規約に同意できない場合は、出店者説明会当日までにキャンセルをお申し出ください。
- ④出店者が名義貸し及び転売等を行い本規約に違反したことが認められる場合または順守しない場合は、即時退場となり出店料は全額返金致しません。

〔1〕出店資格及び出店申込期間

- ・2日間とも、ワイワイ市会場に出店可能な者。(1日のみの出店は不可)
- ・暴力団及び暴力団関係者、それに類する団体に所属する者。また下記項目にあてはまる者の申込は出来ません。
 - ①暴力団②暴力団員③暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの④暴力団準構成員
 - ⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ⑥暴力団または暴力団員と密接に交際を有する者及び暴力団または暴力団員と密接に交際を有する者と親交を有する者
 - ⑦前各号に該当するものと生計を一にする配偶者
(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)
 - ⑧その他前各号に該当する者が、経営を実質的に支配している法人その他の団体または事業者
- ・20歳未満(未成年者)の方は代表者及び副代表者にはなれません。

申込期間：平成29年6月30日(金)まで

受付時間：9:00~16:00 ※平日のみ

※但し、募集コマ数に達し次第、締め切ります。

〔2〕申込時に必要な書類及び開催日までに必要な書類

■申込時

- 1、申込用紙(印鑑押印)
- 2、「道路許可申請書(2枚)」
- 3、誓約書
- 4、顔写真のついた証明書のコピー。
【証明書例】運転免許証、住基証明、学生証など ※パスポート、タスポは不可。
- 5、出店料。追加電源を申し込む場合は、工事負担金。

■開催前の期限日までに提出

【大分県東部保健所へ提出する書類】

- 1、営業許可申請書(食品や菓子を取り扱う場合は大分県東部保健所へ)
 - ・提出期限 出店者説明会において保健所が指定する日まで
 - ※書類の不備がある場合は出店をお断り致します。
 - ※出店申込者と申請者が同じでなければ、申請は出来ません。

【事務局へ提出する書類】

- 1、生産物賠償責任保険へ加入した際の領収書のコピー
 - ・領収証のコピーを開催1週間前までに事務局に提出してください。
 - ※食品衛生協会(東部保健所内)[0977-67-2511]にて1,900円程度で加入が出来ます。
- 2、前売り券を発行する場合は、見本を事務局に提出してください。

〔3〕 出店料・追加電源

出店料：12,000円（2日間）…1コマ（間口3.0m×奥行2.5m）

※学生は6,000円（学生出店の場合は、副代表者も学生が行うこと）
（道路使用許可申請料、照明用電源一口（100W以内）を含む）

追加電源：5,000円（一口＝1500W）

※照明（100W以内）用の電源は、出店料に含まれています。

〔4〕 会場内の出店場所

会場内の出店場所は、物販・飲食関係などの調整を行うため事務局に一任となります。

〔5〕 出店者説明会への出席について

出店者説明会には必ず申込の代表者又は副代表者が出席して下さい。代表者、副代表者以外の代理人の出席は出来ません。なお、副代表者の変更がある場合は、事前に事務局にお問い合わせください。変更期限は出店者説明会の前日までとなります。

欠席の場合は出店キャンセルとみなします。

※申込期日までに定員を満たさない場合は、主催者にて協議し出店を希望する団体及び個人の方へ出店希望を確認のうえ選考します。

※但し、募集はコマ数内に限ります。

■ 出店者説明会

日時：平成29年 7月13日（木） 13：30～

場所： 別府市役所 1階 レセプションホール

〔6〕 出店申込のキャンセルについて

出店者説明会の翌日以降は、お支払いただいた出店料については全額返金致しません。

〔7〕 開催中は申込者本人が参加する事 ※名義貸しの禁止

申込者以外の代理出店は認めません。違反した場合は即時退場していただき、出店料は全額返金致しません。※当日、提出の証明書にて確認を致します。

〔8〕 備品について

主催者で準備する備品はありません。

出店スペースに照明用電源（100W）一口準備します。

〔9〕 社会通念上並びに法律に違反する物品の販売禁止事項

ポルノ、麻薬、拳銃、盗品及び偽ブランド、コピー商品等その他法律に違反する物品を売ること
は出来ません。

①開催中の場内で、他の出店者からの購入物を自分の出店場所で販売する事は禁止します。

②自転車、医薬品など専売法に係わる商品の販売を禁止します。

〔10〕 未成年者のアルバイトは禁止

未成年者を従業員として雇用することは、原則禁止となります。

但し、所属する学校または団体の許可を得ている場合はこの限りではありません。

〔11〕 開催中の退場について

出店者が出店規約に反する行為や他に迷惑を掛ける行為等、主催者が必要と認めた時は、即刻退場となります。※規約違反等の退場による出店料の払い戻しは致しません。

〔12〕 出店時の遅刻はキャンセルとなります

営業開始(18:00) までに出店者が準備をしていない場合、または会場に来ていない場合は、キャンセルとみなし出店不可能となります。

〔13〕 搬入出車両については規定の車両以外は入場出来ません

- 会場内へ同時に搬入出可能な車両は申込1コマにつき1台までとします。
- 搬入駐車券は、助手席側の分かる位置に常に掲示し、スタッフが車外から見て番号・出店者名を確認できるようにしてください。
- 搬入駐車券には届出をしている出店者名を記入して下さい。
- 通行時はスタッフの指示に従って下さい。
- 2トンを超える車両での搬入出は出来ません。
※他の車両の搬入出の妨げとなる場合は、スタッフの指示に従って下さい。
- 移動禁止時間内は場内の移動・運転は出来ません。また、場内では5km以下の最徐行運転が遵守してください。
- 搬出時間は警察の指示をもとに決定します。搬出時間は22時過ぎの予定ですが、警察の判断により遅れる場合があります。
その場合は、本部の指示に従って下さい。

交通規制開始 17:00～

搬入(準備) 17:00～18:00

営業時間 18:00～22:00

(営業時間終了の22時にすぐに撤去を開始できるよう、準備をしてください。)

搬出(片付) 22:00～ ※※22:30 搬出・撤去完了を目安

■搬入

出店場所に車輛を移動したら、荷降ろし作業のみを行い、荷降ろし後、速やかに車輛を会場外に移動。車輛を会場外に移動した後、出店場所で準備をして下さい。

他の出店者の迷惑になりますので、出店場所に車輛を止めたまま準備は絶対にしないようにしてください。

■搬出

出店場所に車輛を移動したら、荷物の積み込みのみを行い、積み込み後、速やかに車輛を会場外に移動。

他の出店者の迷惑になりますので、出店場所に車輛を止めたまま搬出準備は絶対にしないようにしてください。

※備品等の管理及び会場内での事故等につきましては、主催者側は一切の責任は負いません。

〔14〕 当日のイベント開催もしくは中止の確認方法及び、中止の場合

原則として雨天や強風等の荒天は中止となります。少雨の場合は実施します。

- ①両日ともに中止の場合…返金致します。但し、返金額については主催者で協議を行い決定致します。(必要経費の算定等)
- ②途中から中止の場合…実施とみなし、返金致しません。
- ③1日のみの開催の場合…返金致しません。

※まつりの開催について…まつりの開催確認は、当日の16:00以降に主催者へお問い合わせください。開催日が天候不良又は中止になったことにより生じた一切の損害等(営業上の利益の損失や損害を含む)については、主催者は一切の責任を負いません。

〔15〕 食品や菓子など許可申請が必要な品目を出店する場合

説明会終了後、大分県東部保健所〔0977-67-2511〕が指定する日までに申請をしてください。

許可が必要な品目等の詳細については東部保健所にお問い合わせください。

出店申込者(副代表者含む)と同一者が許可申請者となってください。同一者でない場合は名義貸しとみなし今年度及び今後の出店を一切お断りします。

〔16〕生産物賠償責任保険

各自で生産物賠償責任保険に加入してください。
食品衛生協会（東部保健所内）〔0977-67-2511〕にて1,900円程度で加入が出来ます。
食中毒等が発生した場合は各自の責任になります。

〔17〕酒類の販売について

酒類をビン・缶のままで販売するには免許が必要です。詳しくは税務署にお問合せください。
未成年者及び運転者には販売しないよう十分注意してください。

〔18〕免責事項と開催中の事故責任について

- ①会場内において、主催者の故意又は重大な過失に基づく事故を除いては、主催者は責任を負いません。
- ②車両を運転中に事故（人身・対物等）を起こした場合は、当事者間の責任となりますので十分に注意して安全運転で事故防止を心がけてください。

〔19〕開催中の途中退場は出来ません

開催中の搬出は禁止となります。
但し、荒天などの事情でやむなく中止する等、または主催者の指示があった場合を除きます。

〔20〕エコ活動について

- ①各自の出店場所、その周辺は出店者の清掃範囲となりますので、必ず掃除をしてください。
- ②店舗毎にゴミ袋を設置し、分別して各自で指定のごみ集積所（伊予銀行別府支店駐車場のゴミ収集車）に出すか、お持ち帰りください。
- ③会場内のお客様用のゴミ箱は、出店者は使用しないでください。上記のごみ集積所に出すか、お持ち帰りください。
- ④**廃油・ラード等は一般ゴミとして処理できませんので、必ずお持ち帰りください。**
- ⑤会場は公道ですので、汚さないようにしてください。
- ⑥給水所等で洗浄をしないでください。洗浄するものがある場合は、必ず持ち帰って洗浄してください。油や炭を使用する場合は、必ず養生シート等を使って道路、歩道を汚さないようにしてください。
- ⑦出店規約を順守していただけない場合及び主催者の指示に従っていただけない場合は、今後、別府商工会議所、別府市観光協会が事務局を務めるイベント、まつりについて出店をお断り致します。

〔21〕出店ブース内での販売の厳守

出店ブースから備品、販売物等のはみ出し（特にバーベキューコンロなど）は厳禁です。また、店舗外での呼び込み、販売についても禁止致します。通行の妨害等お客様や他の出店者の迷惑となるような行為はしないでください。目に余る場合は即刻退場していただき、以後の出店をお断りします。

〔22〕会場内の備品及び貴重品の管理について

盗難の恐れもありますので貴重品等は必ず各自で管理してください。会場内での盗難や備品の破損等につきましては、主催者は一切の責任は負いませんので、必ず各自で管理してください。

〔23〕実施イベント等への協力について

当日、主催者が実施するイベント等に協力してください。

〔24〕消火器の設置義務について

平成26年8月より別府市条例が改正となり、祭礼、縁日、花火大会その他多くの方が集合する催しにおいて、火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、**液体、固体、気体燃料で火器を使う器具（石油ストーブやガスコンロ、炭焼き、発電機等）、電気を熱源とする器具（器具の表面に可燃物が触れた場合に発火する恐れのあるもの・赤熱部分が露出しているもの）**を使用する者に対して消火器を準備し、使用することが義務付けられました。対象となる器具を使用する方は**必ず消火器を設置していただきます。**

※イベント当日、消火器の確認が出来ない場合は営業の停止となる場合もございます。

使用できる消火器の種類について

住宅用消火器ではなく、一般用消火器をご使用ください。

一般消火器のうち、4型・6型・10型の大きさのものを推奨いたします。

大型量販店や、消防設備業者（タウンページ等に記載）にてお求めください。



〔25〕火器の取り扱いについて

平成25年8月15日京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生しました。当イベントをはじめ、多数の観客等が参加する行事において火災が発生すると被害が甚大なるおそれがあります。特に、火気を使用する屋台等における防火安全対策が極めて重要であり、使用される火気の中でも、ガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いについては細心の注意を払い、営業を行って下さい。

《保険加入の進め》

上記事故を鑑み、出店される皆様に事故に対応できる保険に加入することを勧めています。各自で保険に加入している場合は、事前に補償内容をご確認ください。

〔26〕問い合わせ先について

■ 「べっぷ火の海まつり実行委員会」 夕涼みワイワイ市担当事務局（別府商工会議所内）
〒874-8588
別府市中央町7-8 別府商工会議所内（担当：佐藤）
電話：0977-25-3311 FAX：0977-26-2232

■ 大分県東部保健所
〒874-0840
別府市大字鶴見字下田井14-1
TEL：0977-67-2511

■ 別府税務署
〒874-8686
別府市光町22-25
TEL：0977-23-2111